令和８年度　指名停止一覧表

業者名	所在地	指名停止期間	月数	備　　考
㈱大林組	東京都港区	R8.5.18　～　R8.6.17	1	当該業者は、同者を含む共同企業体が受注した工事に関連して発生した作業員の労働災害について、令和６年１２月２５日、労働基準監督署の立ち入り検査の際、虚偽の陳述を行った。 これにより、令和８年３月１７日、当該業者及び当該業者使用人が起訴され、令和８年３月２４日、労働安全衛生法違反を理由として鰍沢簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
㈱クリーン工房	埼玉県さいたま市	R8.5.18　～　R8.8.17	3	当該業者の代表取締役（当時）は、令和８年２月１日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。 これにより、令和８年３月２７日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
スバル興業㈱	東京都千代田区	R8.6.1　～　R8.8.31	3	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和８年４月２２日、公正取引委員会から独占禁止法第３条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
日本ハイウエイ・サービス㈱	東京都千代田区	R8.6.1　～　R8.8.31	3	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和８年４月２２日、公正取引委員会から独占禁止法第３条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けた。
富士通Japan㈱	神奈川県川崎市	R8.6.29　～　R8.7.28	1	当該業者の元社員が、令和７年２月４日から同年３月２５日、当時勤務していた富士通Japan㈱の事務所などで富士通㈱の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和８年５月１２日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。
日本郵便㈱	東京都千代田区	R8.6.29　～　R8.7.28	1	当該業者の社員が、令和６年１０月から令和７年５月、郵便物を回収する業務の委託契約の入札で便宜を図る見返りに、現金などの金品を受け取るなどとして、令和８年５月２０日、日本郵便株式会社法違反の疑いで、警視庁に逮捕された。
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区	R8.8.10　～　R8.9.9	1	当該業者の職員が、東京都から受託していた一時保護委託事業において、児童と接点を持ち、一時保護終了後に私的な関係が生じていたことにより、児童に対する刑法（不同意性交等罪）違反の容疑で、令和８年５月２５日に逮捕された。
㈱竹中土木	東京都江東区	R8.8.10　～　R8.9.9	1	当該業者の使用人は、西日本高速道路株式会社発注の耐震補強工事の作業所長として施工管理等を行っていたが、令和７年８月５日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和８年６月１０日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。
㈱竹中工務店	大阪府大阪市	R8.10.5　～　R8.11.4	1	当該業者の元従業員は、大阪・関西万博工事の総括作業所長を務めていた際に、下請け業者に水増し請求させ、同社に損害を与えたとして、８月１９日に背任容疑で大阪府警に逮捕された。

令和８年度　指名停止一覧表

業者名	所在地	指名停止期間	月数	備　　考
日本郵便㈱	東京都千代田区	R8.11.2　～　R8.12.1	1	当該業者の社員が、令和５年１２月中旬から令和８年２月にかけて、郵便物を回収する業務で知り得た住所、氏名などの個人情報を探偵の男に教える見返りに、謝礼として現金を受け取ったとして、令和８年９月２９日に日本郵便株式会社法違反の疑いで逮捕された。